

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	幼児教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）保育料の無料化 対象者：渋川市居住の児童 内 容：保育料無料（国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象） 問合せ：《こども課 保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415
	公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業 対象者：公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者 内 容：公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助 問合せ：《こども課 保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415
	学校給食費全額公費負担 対象者：渋川市立小中学校に通う児童生徒 内 容：児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ：《教育総務課 北部学校給食共同調理場》 TEL：0279-53-5511
	遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業 対象者：遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者 内 容：通学費全額補助 問合せ：《教育総務課 管理係》 TEL：0279-22-2076
	奨学金貸与事業 対象者：本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者（高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、短大、高等専門・専修(高等課程又は専門課程)学校に入学・在学） 内 容：奨学金を無利子で貸与 ○高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 月額10,000円以内 ○高等専門学校 月額15,000円以内 ○大学、短大、専修学校(専門課程) 月額35,000円以内 問合せ：《教育総務課 管理係》 TEL：0279-22-2076
	県産木製品の出生祝い品贈呈 対象者：市内に住所を有する乳幼児 内 容：県産材を使用した木製品（積み木）を6か月児健康相談時に出生祝い品として贈呈 問合せ：《農林課 林業政策係》 TEL：0279-22-2593
	ブックスタート事業 対象者：6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容：絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する6か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ：《市立図書館》 TEL：0279-22-0644

分類	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	不妊治療費助成事業 対象者： 渋川に1年以上住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者、かつ市税の滞納をしていない人 内 容： 特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用の1/2を助成 ○特定不妊治療 上限10万円、1年度内に申請2回 ○一般不妊治療 上限5万円、1年度内に申請1回 * 同じ年度内特定不妊治療と一般不妊治療の両方が申請可 問合せ： 《健康増進課 管理予防係》 TEL：0279-25-1321
	不育症治療費助成事業 対象者： 渋川に住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者、かつ市税の滞納をしていない人 内 容： 不育症の検査及び治療に要する費用（群馬県の助成を受けた場合はその残額）の1/2を助成 ・ 上限20万円 申請回数の上限はなし 問合せ： 《健康増進課 管理予防係》 TEL：0279-25-1321
	国民健康保険子育て世帯支援金 対象者： 次のいずれにも該当する納税義務者（世帯主） ・ 渋川市の国民健康保険に加入する18歳（高校生世代）までの子どもがいること ・ 納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する全ての国民健康保険被保険者が、前年中の所得の申告をしていること ・ 国民健康保険税を滞納していないこと 内 容： 国民健康保険に加入している18歳（高校生世代）までの子どもの国民健康保険税の均等割額相当額を支援金として支給 問合せ： 保険年金課 国保年金係 0279-22-2429
住宅支援	住宅エコリフォーム支援事業 対象者： 市内在住者 内 容： 住宅のエコリフォームに対し補助金を交付。 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/20を補助、限度額は10万円 問合せ： 《建築住宅課 指導係》 TEL：0279-25-7191
	空家活用支援事業 対象者： 空家の所有者、または空家を取得し居住する目的でリフォームする者 内 容： 空家のリフォームに対し補助金交付 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円 市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯、パートナーシップ宣誓世帯、居住誘導区域内にある空家をリフォームする者に該当する場合は、補助額に20万円を加算（加算額を含む最大50万円補助） 問合せ： 《建築住宅課 指導係》 TEL：0279-25-7191

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	移住者住宅支援事業
	対象者：住宅を取得して市外から転入する者 内 容：助成額：一律5万円。下記要件を満たすことで加算（加算額を含む最大128万円） また、市内居住誘導区域に住宅を取得し、一定の条件を満たす方については下記加算額とは別に100万円を加算 ・若者支援加算(10万円) ・新築市内業者利用加算(30万円) ・中古住宅取得加算(10万円、空き家バンク利用30万円) ・県外移住者支援加算（20万円） ・県外被災者移住支援加算（30万円） ・市内企業就職支援加算（10万円） ・消防団加入加算（3万円） ・居住誘導区域加算（20万円） ・過疎地域加算（10万円） ※100万円の加算条件については問合せ先までお問合せください ※各種証明書の提出が必要です。 ※当市の「移住支援金」の交付を受けている方は申請不可 ※自治会に加入していることが申請要件です。 問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
	住宅地等の売払い
	対象者： 渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人 内 容： 分譲地や未利用の土地の売払い 問合せ： 《財産活用課 資産経営係》 TEL：0279-22-2150
	空き家相談事業
	対象者： 市内の空き家空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空き家空き地の賃貸借又は売買を求める者。 内 容： 毎月第二木曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談について、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会等の宅地建物取引士が対応。 問合せ： 《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
住宅支援	空き家バンク
	対象者： 渋川市内の空き家を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方 内 容： 市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録：随時募集中】 問合せ： 《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
住宅支援	空き家家財道具等片付け支援事業
	対象者： 渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する方 内 容： 家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。 問合せ： 《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401

分類	事業名（対象者・内容）
就農・農村支援	市民農園
	対象者：市内在住で農業者以外の者 内 容： 渋川地区 30㎡×141区画 3,000円／年度、 赤城地区 50㎡× 74区画 3,000円／年度、北橋地区 50㎡× 30区画 3,000円／年度 【利用期間：1 か年度間】 問合せ：《農林課 担い手支援係》 TEL：0279-22-2593
	新規就農応援金支給事業
	対象者：新規就農者 内 容： 渋川市の農業を維持・発展させていくため、新たに就農した人に対し、就農時の年齢に応じて就農応援金を支給する。 また、農家子弟による親元就農については加算を設けて支援する。 応援金の額：就農時の年齢が50歳未満 50万円 就農時の年齢が50歳以上60歳未満 30万円 就農時の年齢が60歳以上65歳未満 20万円 親元就農等の加算 10万円 問合せ：《農林課 担い手支援係》 TEL：0279-22-2593
就業・創業支援	しぶかわde創業チャレンジ支援事業
	対象者：市内で新たに創業する者 内 容：創業に要する費用について、改修費等の補助対象経費の1/2、上限額50万円 ※都市機能誘導区域内で創業する者は、限度額を最大で10万円加算し、上限額60万円 詳細は下記問合せ先までお問合せください。 問合せ：《企業誘致推進室 企業誘致推進係》 TEL：0279-25-7248
	新規学卒者就業定着奨励金
	対象者：大学院、大学、短期大学、専門学校、高等学校等を卒業後1年以内に市内で事業を営む事業者に常用雇用された新規学卒者であること等 内 容：令和7年9月1日以降に市内事業所へ就職し、6カ月以上継続して勤務している新規学卒者に、5万円分相当の渋 P a y ポイントを付与する。 ※新規学卒者の内、申請日時時点で市内に住所を有する場合は3万ポイント、Uターン後継続して市内に住所を有する場合は5万ポイントを追加する。 問合せ：《商工課 商工振興係》 TEL：0279-22-2596
定住支援	居住誘導区域定住促進事業
	対象者：居住誘導区域内で住宅を取得する市民 内 容：補助額：一律20万円。下記要件を満たすことで加算（加算額を含む最大60万円） ・若者加算（申請者又は配偶者等が40歳未満5万円、30歳未満10万円） ・子育て加算（同一世帯の15歳以下の子ども1人につき5万円） ・区域外加算（5万円） ・地区加算（10万円） ・ハザード加算（10万円） ・耐震加算（10万円） 問合せ：《都市政策課 計画係》 TEL：0279-22-2073
	大学生等通学応援事業
	対象者：渋川市内の駅から大学等に通学定期券を利用して通学する学生 内 容：有効期間が令和8年4月1日以降にJR等が発行する通学定期券を利用し、渋川駅を起点として、大学等の最寄り駅まで36.1km以上の鉄道距離を通学する学生に対し、通学定期代金の一部を補助し、経済的負担を軽減することで市内での定住の促進を図るもの 補助金額：下記を上限に通学定期券購入額の20％ 新幹線等利用あり：1万円／月（年間12万円上限） 新幹線等利用なし：5千円／月（年間6万円上限） 問合せ：《市民協働推進 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401

分類	事業名 （対象者・内容）
その他	移住希望者お試し滞在費支援事業 対象者：本市への移住検討中で移住に向けた準備として本市へ訪れて市内の宿泊施設に2連泊以上する者 内 容：本市の宿泊に要した宿泊費について、大人（中学生以上）5,000円/人、こども（小学生）2,500円/人の補助をします。（1世帯あたり2万円上限）滞在期間初日の10日前までに補助金の交付申請書等の書類を提出してください。 ※未就学児は対象外です。 問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401
	オンライン移住相談 対象者：本市への移住を検討中の方 内 容：毎週火曜日の午後（14:00-16:30）にオンライン移住相談を実施（要予約）料金は無料です。渋川市公式ホームページから申込みもしくは下記問合せ先まで御連絡ください。 ※通信費は御相談者負担となります。wi-fi環境推奨 ※オンライン移住相談システム「ZOOM」を使用します。 ※一回の相談目安は30分です。 問合せ：《市民協働推進課 移住定住支援係》 TEL：0279-22-2401